

## 長野県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年2月7日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県南佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年1月24日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 299号
- 2 供用を開始する区間  
南佐久郡佐久穂町大字大日向字下矢沢1376番の1地先から  
南佐久郡佐久穂町大字大日向字どうどう免き1887番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成20年1月24日

道路管理課

## 長野県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

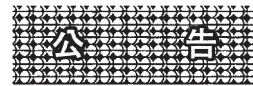
その関係図面は、告示の日から平成20年2月7日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年1月24日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 下奈良本豊科線
- 2 供用を開始する区間  
松本市大字七嵐字清水田352番の2地先から  
松本市大字七嵐331番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成20年1月24日

道路管理課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年1月24日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年12月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アトリエMOO
- 3 代表者の氏名  
福 井 佳代子
- 4 主たる事務所の所在地  
松本市浅間温泉3丁目13番15号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持った人たちに対して、地域での自立に向けた生活援助と就労援助に関する事業を行い、その暮らしの向上と自立に寄与するとともに、その事業を通じて地域活性化と障害者が普通に暮らしていける地域づくりに貢献することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年1月24日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成20年1月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人山壮迪子盛
- 3 代表者の氏名  
平 木 順
- 4 主たる事務所の所在地  
上水内郡信濃町大字大井2742番地467
- 5 定款に記載された目的

この団体は、すべての生き物に対し健全な未来を残したいとの願いの元で、趣旨が同じ個人及び団体と協力し、市民及びそれを取り巻く環境を対象にして、自然体験活動等の教育啓発活動、障害を持つ市民への支援と協力、これらに利用する環境の整備、森林里山などの自然環境の整備、これらの専門的な指導者の育成を行うと共に、これらに関する情報の提供、調査研究、プログラムの開発、政策提言の事業を行い、精神的に豊かな生活を送り、自然と人間が共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。

## NPO活動推進課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年1月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成20年1月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人リブサポート南信州
- 3 代表者の氏名  
中原 茂之
- 4 主たる事務所の所在地  
駒ヶ根市飯坂1丁目17番12号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢化及び情報革新技術社会の中で、高齢者や障害者が弱者として取り残されることのないよう、人的及び精神面での支援を行い、明るく前向きに歩んでいける地域社会構築に寄与することを目的とする。

## NPO活動推進課

## 公告

長野県公債を定時償還するため、次のとおり抽せんします。

平成20年1月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 銘柄、償還額及び償還期日

| 銘柄          | 償還額           | 償還期日       |
|-------------|---------------|------------|
| 平成10年度第2回公債 | 千円<br>690,000 | 平成20年3月25日 |
| 平成10年度第3回公債 | 510,000       | 平成20年4月25日 |
| 平成10年度第5回公債 | 377,000       | 平成20年5月23日 |
| 平成11年度第2回公債 | 300,000       | 平成20年3月25日 |

- 2 抽せん期日 平成20年2月4日(月) 午前10時
- 3 抽せん場所 長野市大字中御所字岡田178番地8  
株式会社八十二銀行
- 4 抽せん方法 コンピュータ使用によるせん数抽せん

## 財政課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入をする物品等及び数量  
二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定記録計
  - (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 借入期間  
平成20年3月1日から平成25年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
  - (4) 借入場所  
木曾郡木曾町福島2757-1  
長野県木曾合同庁舎
  - (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県生活環境部環境政策課  
電話 026(235)7177
- 4 入札手続等
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成20年2月7日 午後1時30分  
イ 場所 長野県庁 西庁舎303号会議室
  - (3) 郵送入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
  - (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 入札に当たっての留意事項

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

環境政策課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成20年1月24日

長野県知事 村井 仁

1 組合の名称

茅野市・諏訪市家下青木土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成18年1月26日から平成23年3月31日まで

3 施行地区

茅野市宮川字家下、字大道下、字青木、字下馬古川の各一部及び諏訪市大字中州字青木の一部

4 事務所の所在地

茅野市塚原二丁目6番1号 茅野市役所内

5 設立認可の年月日

平成18年1月19日

6 変更認可の年月日

平成20年1月16日

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成20年1月24日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画地区計画 中原地区地区計画

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成20年1月24日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画地区計画 中山台地区地区計画

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

公告

長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第32条第1項の規定により、景観育成住民協定を次のとおり認定しました。

平成20年1月24日

長野県知事 村井 仁

| 協定の名称                       | 協定に係る区域の所在地 | 景観育成に関する事項                                   | 認定年月日      |
|-----------------------------|-------------|--|------------|
| 下諏訪宿立町まちづくり協定               | 諏訪郡下諏訪町     | 建築物に関する事項<br>広告物に関する事項<br>緑化に関する事項           | 平成20年1月15日 |
| 未来へつなぐR147バイパスたきべ地区景観育成住民協定 | 安曇野市        | 建築物に関する事項<br>広告物に関する事項<br>緑化に関する事項<br>その他の事項 | 平成20年1月15日 |
| 伊南バイパス「駒ヶ根南部」景観育成住民協定       | 駒ヶ根市        | 建築物に関する事項<br>広告物に関する事項<br>緑化に関する事項<br>その他の事項 | 平成20年1月15日 |

建築管理課

## 公告

北佐久郡川西土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成20年1月24日

長野県佐久地方事務所長 木 曾 茂

## 理事

## 新任

| 氏名    | 住所                  |
|-------|---------------------|
| 伊藤 定利 | 佐久市甲2041番地イ         |
| 藤原 俊治 | 佐久市蓬田236番地          |
| 岩下 昌一 | 北佐久郡立科町大字芦田1440番地   |
| 塩澤 宗夫 | 北佐久郡立科町大字宇山467番地    |
| 塩澤 時雄 | 北佐久郡立科町大字茂田井2250番地3 |

## 重任

| 氏名     | 住所                |
|--------|-------------------|
| 山浦 清利  | 佐久市恩馬寄565番地       |
| 直井 太郎  | 東御市大日向676番地       |
| 小林 公   | 小諸市山浦1617番地       |
| 六川 長三郎 | 北佐久郡立科町大字塩沢1175番地 |
| 荒井 洋   | 東御市八重原2647番地1     |

## 退任

| 氏名     | 住所                  |
|--------|---------------------|
| 小川 義治  | 佐久市甲2160番地19        |
| 山田 益美  | 佐久市甲1386番地          |
| 遠山 達雄  | 北佐久郡立科町大字宇山878番地    |
| 中山 袈裟一 | 北佐久郡立科町大字芦田3384番地   |
| 大沢 俊之  | 北佐久郡立科町大字茂田井1622番地1 |

## 監事

## 新任

| 氏名     | 住所              |
|--------|-----------------|
| 中澤 政幸  | 佐久市甲995番地       |
| 塩入 武彦  | 佐久市印内564番地43    |
| 間ヶ部 明夫 | 北佐久郡立科町大字山部79番地 |
| 白倉 豊   | 東御市八重原262番地     |

## 重任

| 氏名    | 住所         |
|-------|------------|
| 山浦 昭和 | 小諸市山浦758番地 |

## 退任

| 氏名    | 住所                |
|-------|-------------------|
| 藤原 俊治 | 佐久市蓬田236番地        |
| 吉井 晃一 | 東御市御牧原866番地       |
| 六川 昌幸 | 北佐久郡立科町大字塩沢1092番地 |
| 青木 稔  | 東御市八重原1082番地      |

農地整備課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月24日

長野県立須坂病院長 齊 藤 博

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

長野県立須坂病院清掃業務委託

## (2) 役務の特質

長野県立須坂病院の清掃作業

## (3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

## (4) 履行場所

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

## (5) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15各号に掲げる基準に適合している者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務局総務係

電話 026(245)1650 内線 3110

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月6日(木) 午後2時

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階講堂

## (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成20年3月5日(水) 午後5時

イ 場所 須坂市大字須坂1332(郵便番号 382-0091)

長野県立須坂病院 事務局総務係

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月20日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

## 5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立須坂病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

## 6 Summary

## (1) Nature of the service to be purchased:

Commissioned cleaning service for the Nagano Prefectural Suzaka Hospital building

## (2) Contract duration:

From April 1,2008 until March 31,2009

## (3) Place where the service takes place:

Nagano Prefectural Suzaka Hospital  
Address: 1332 Oaza- Suzaka Suzaka City Nagano  
Prefecture

## (4) Contact point for the tender information;

description/conditions/and other inquiries:  
Administrative Office, Nagano Prefectural Suzaka Hospital  
1332 Oaza- Suzaka Suzaka City Nagano Prefecture  
TEL 026-245-1650 ext.3110

## (5) Time and place for the tender:

Time: 2:00 PM March 6, 2008  
Place: Hall on the Fourth Floor of North Building,  
Nagano Prefectural Suzaka Hospital

## (6) Time limit for the tender by mail and the delivery place:

Time: 5:00 PM March 5, 2008

Place: General Affairs Section, Administrative Office,  
Nagano Prefectural Suzaka Hospital  
1332 Oaza- Suzaka Suzaka City Nagano  
Prefecture  
382-0091

県立病院課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月24日

長野県立こども病院長 宮坂勝之

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

長野県立こども病院清掃業務委託

## (2) 役務の特質

長野県立こども病院の清掃作業

## (3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

## (4) 履行場所

安曇野市豊科3100

長野県立こども病院

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15各号に掲げる基準に適合している者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科3100

長野県立こども病院 経営管理部

電話 0263 (73) 6700 内線 3028

#### 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成20年3月5日(水) 午前11時  
イ 場所 長野県立こども病院 北棟2階会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成20年3月4日(火) 午後5時  
イ 場所 安曇野市豊科3100(郵便番号 399-8288)  
長野県立こども病院 経営管理部
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月25日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

#### 5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立こども病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

#### 6 Summary

- (1) Nature of the service to be purchased:  
Commissioned cleaning service for the Nagano Prefectural Children's Hospital building
- (2) Contract duration:  
From April 1,2008 until March 31,2009
- (3) Place where the service takes place:  
Nagano Prefectural Children's Hospital  
Address: 3100 Toyoshina Azumino City Nagano Prefecture
- (4) Contact point for the tender information;  
description/conditions/and other inquiries:

Administrative Office, Nagano Prefectural Children's Hospital

3100 Toyoshina Azumino City Nagano Prefecture  
TEL 0263-73-6700 ext.3028

- (5) Time and place for the tender:  
Time: 11:00 AM March 5, 2008  
Place: Meeting Room on the Second Floor of North Building, Nagano Prefectural Children's Hospital
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery place:  
Time: 5:00 PM March 4, 2008  
Place: Administrative Office, Nagano Prefectural Children's Hospital  
3100 Toyoshina Azumino City Nagano Prefecture  
399-8288

県立病院課

#### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月24日

長野県立木曽病院長 久米田 茂 喜

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量  
入浴用リフト 一式
- (2) 物品等の特質  
仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
平成20年3月31日
- (4) 納入場所  
長野県木曽介護老人保健施設
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でない

こと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曾郡木曾町福島6613-4  
長野県立木曾病院 事務局総務係  
電話 0264(22)2703 内線 2213

### 4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年2月4日 午後2時

イ 場所 長野県立木曾病院 2階講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

### 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

県立病院課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月24日

長野県飯田建設事務所長 北原正義

### 1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

平成19年度県単砂防管理事業に伴う地すべり観測装置点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から平成20年3月19日まで

(4) 履行場所

飯田市南信濃須沢

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に同種の観測機器点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市追手町2-678  
長野県飯田建設事務所 総務課  
電話 0265(53)0449

### 4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年2月7日(木) 午前11時

イ 場所 長野県飯田合同庁舎 502号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年1月31日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

砂防課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成20年1月24日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 峯山 強

| 名称   | 所在地            | 指定年月日      |
|------|----------------|------------|
| 渡辺設備 | 長野市大字北長池663番地3 | 平成20年1月16日 |

事業課